

第3回いじめ問題対策連絡協議会で得られた主な意見

これからの検討内容

いじめ予防等プログラムの構成内容について

具体的いじめ事例を用いたプログラムの充実と学校の対応力向上

- ・加害者側の保護者への対応の仕方について考えることができる事例があればよい。
- ・事例は文部科学省のサイトにも事例集が掲載されている。
- ・東京都が作成しているいじめ予防プログラムも参考にするとよい。
- ・些細なものを見過ごしたことにより重大事態に至った事例を示してほしい。
- ・事例数は少なくてもよいので、県内で起こっているいじめの事例や、本県の実態を踏まえた事例がよい。
- ・自分たちの身近で起こったことで、自分たちのこととして見ることで見ることができるよう事例をチャートで示すと分かりやすいのではないか。

【資料2-2】
「高知家いじめ予防等プログラム」
作成の流れ

保護者に対するいじめの理解促進

- ・いじめ予防等プログラムと併せ、冊子を使った理解促進に努める。
- ・子どもが大人に話そうと思うようになり安心して話せる環境をどうつくるかが大事。
- ・誰かがいじめられていたら学校や大人に話し、子どもの重荷がなくなることが理想。
- ・子どもからいじめについての相談をされた大人がどのように受け止めたらいいかなどお互いに学び合えるようなプログラムがよい。
- ・いじめ定義の認識のずれが見られ、解決できない問題は多い。定義について教員、保護者への共通項目を作り、定義をきちんと理解し、対応することが重要だ。
- ・東京都のプログラムでは、限定解釈するポイントについて注釈を加え、解説しているので参考に。

【資料2-3】
「高知家いじめ予防等プログラム」
の構成及び実施者からの意見等の収集

いじめ予防等プログラムの積極的活用について

学校におけるプログラムの積極的活用に向けた仕掛け

- ・作成したいじめ予防等プログラムを学校でどう使ってもらうかの仕掛けが大事。
- ・プログラムをどの教科・領域でやるか図式化して示してもらえるとよい。
- ・プログラムを使ってもらうためには、その前提として、教員、保護者が当事者意識を持つ必要がある。
- ・現場の教員のニーズ、子どもに身につけさせたい資質能力、保護者の知りたい点をそれぞれの立場の人たちに意見を聞きながら作成を進めることで、関心や当事者意識が高まるだろう。
- ・たたき台(暫定プログラム)をやってもらい、意見をもらう。

【資料2-4】
「高知家いじめ予防等プログラム」
(案)